

下関市母子父子寡婦福祉資金

貸付のごあんない



下関市は、母子家庭、父子家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。

1. この資金は…

- 下関市内にお住まいの母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんで、20歳未満のお子さんを扶養している方などへの貸付金です。貸付が自立につながると判断され、無理の無い借入でありかつ返済能力のある方が対象となります。

※収入が十分あり、本資金を利用しなくても必要な経費を賄うことができる方は対象になりません。
 ※寡婦の方への貸付については、所得・年齢等に制限があります。

- お子さんの進学や就職のための準備金（入学金・被服購入費等の一時的な資金）や高校・大学等の授業料にかかる資金などがあります。

- ご自身で準備することができない必要最低限の額で返済可能な額を基準とし、各資金の限度額内でお貸ししています。

※各資金の限度額内かつ必要最低限の額しかお貸しできませんので、他の貸付（日本学生支援機構等の奨学金等）の方が有利な場合があります。十分ご検討ください。

- 原則、連帯保証人を立てていただき無利子での貸し付けとなります。

※収支状況等により償還が可能であると判断でき、かつ、連帯保証人を探す努力をしてもなお、連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、連帯保証人を立てずに、有利子での貸し付けもできます。（利子は年1%）

2. 償還（返済）について

この資金は、借り受けられた皆様からの返済金が、次に借り受けを希望される方々への貸し付けの大切な財源となります。返済が遅れたり、滞ったりすると、次の方への貸付ができなくなりますので、無理のない返済計画を立て、必ず期日までの返済をお願いします。

3. 償還（返済）方法

各資金で設定されている償還期限内に元利均等払い（年賦・半年賦・月賦のいずれか）となります。原則、銀行口座より自動引き落としでの償還をしていただきます。

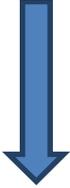


4. 相談（面談）・貸付から償還（返済）までの流れ

相談
(事前面談)

必ず事前にご相談ください。

- 相談窓口は、市役所1階こども家庭支援課相談支援係（電話：083-231-1358）
窓口が混雑する場合がありますので、まずはお電話ください。
- 必要な資金の内容、生活収支状況、他の借り入れ状況等について、詳しく面談をさせていただきます。
- ご家族のことや生活上の問題についてもお尋ねします。
- 面談は通常1時間半～2時間程度かかります。
- 必要に応じて家計や生活習慣などに関する助言をさせていただくことがあります。



申請
(毎月10日まで)

面談により資金の貸付対象となる場合は、申請の手続きに入ります。

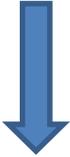
申請書と添付書類（戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書・納税証明書等）をご提出ください。※申請の時点では、必ずお貸しできるわけではありません。



審査

貸付について、審査を行います。

- 生活収支状況等により返済可能かどうか、貸付が自立につながるかどうか等を審査します。
- ※審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められる時、返済計画が成り立たない時等は、お貸しできない場合があります。



貸付決定

貸付の可否について、ご本人様宛に通知いたします。

- 貸付決定された場合は、借用書等ご提出書類の案内をいたしますので、すみやかにご提出いただきます。



資金交付

借用書等をご提出いただき、資金を交付いたします。

- 申請をした月の月末までに必要書類をご提出いただいた方は、翌月15日（休日の場合は直前の営業日）にご指定の銀行口座に資金の振り込みをいたします。



償還
(返済)

貸付決定時に決定した償還方法どおりに償還していただきます。

- 3か月以上据え置き期間を設けた場合は、償還が始まる2か月前に通知いたします。
- 原則、ご指定の銀行口座より自動引き落としでの償還をしていただきます。
- 住所や連絡先等に変更があった場合や、失業や病気により償還できない状況となった場合は、すみやかにご連絡ください。

⚠滞納した場合は、文書、電話、ご自宅への訪問等により督促し、それでも返済が無い場合は、連帯借受人や連帯保証人へ請求いたします。また、延滞した場合は違約金（年3%）を徴収します。



償還完了

償還完了後、借用書を返還いたします。



申請を受けてから、資金を交付するまでには通常1か月以上かかります。

お早目に、まずはご相談ください。



【お問い合わせ先】〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市役所こども家庭支援課相談支援係 電話：083-231-1358（直通）